

2022 年 10 月 5 日

関係各位

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク新規申込時における、認定要求事項に対する苦情等への対応の誓約について
(予告)

平素はエコマーク事業にご理解・ご協力いただき有難うございます。

エコマーク認定商品のさらなる信頼性向上を図るため、2023 年 1 月 1 日以降の新規申込より、当該製品のエコマーク認定後にエコマーク認定の要求事項への適合性に関する苦情が消費者等から寄せられた場合、認定取得者において適切な処置を講じること等を、エコマーク認定申込時に誓約いただくことといたしました。

認定申込をご検討されている事業者様におかれましては主旨をご理解のうえ、ご対応いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象

2023 年 1 月 1 日以降に受理したエコマーク商品認定の新規申込（基準の全面見直しに伴う新 Version での再審査を含む）。既契約、および既契約に対する追加・変更申込は対象となりません。

2. 変更内容

エコマーク商品認定・使用申込書（様式 2）の「1 5. エコマーク商品の認定・使用申込に関する「重要事項」について」に以下の項目を追加します。

2. エコマーク商品の認定・使用申込に関し、エコマーク事業実施要領第 3 章 8. の規定にもとづくほか、以下のことを承知するものとします。

(中略)

(4) 申込商品の認定後に、エコマーク認定の要求事項への適合性に関する苦情が消費者等から寄せられた場合、適切な処置を講じるものとします。また、苦情内容および処置結果は文書化して記録し、エコマーク事務局の要請に応じて開示するものとします。

以上